

	号外	定価 1部2円	今年度退職者引下げ回避も職員の勤務意欲確保策は継続課題に。春闘での前進に向け継続しての取組みを。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

退職手当等引下げ阻止闘争⑤ 最終局面・1.30地公共闘総務部長交渉

提案撤回ならずも...今年度引下げ阻止実現

勤務意欲策 看護休暇拡充勝ち取るも賃金改善は継続課題へ 地公共闘「不満あるも全体的に受け止める」とし単組交渉に移行

1月30日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、約140人からなる県庁座り込み交渉支援を配置し、最終局面となる佐藤総務部長と交渉を行った。冒頭、知事あてレッドカード（二次分。合計5,963枚）を佐藤総務部長に手交し、引下げ撤回に向け再考を強く求めた。



レッドカードを手交する佐藤議長(右)

【交渉概要】

佐藤総務部長は、退職手当削減に関し、厳しい提案であり、高齢層職員の勤務意欲に影響を与えることは理解を示しつつも、国準拠として措置してきたことや厳しい財政事情があるとし、「忸怩たる提案であり、大変心苦しいが、理解いただきたい」と釈明した。その上で、「間近に退職を控えた職員への影響、行政運営への影響を考慮し、実施時期は本年4月1日からとし、今年度の退職者は今回の引下げの対象としない」との回答を引出した。勤務意欲確保策は、「検討の結果、本年4月から看護休暇の対象の範囲を、これまでの子供のみから、配偶者、父母、配偶者の父母に拡大することが適当」とし、人事委員会に規則改正を要請するとの回答を引出した。一方、高齢層職員の給与面の改善は、「任用面での工夫や勤勉手当の運用上の工夫などの対応をしてきており、給与制度の総合的見直しの現給保障者の状況に留意しながら、私からも各任命権者に要請したい」とし、交渉団から各任命権者交渉に移行するに当たり一層の対応を強く要請した。



再考を求める地公共闘交渉団



回答する佐藤総務部長

最後に地公共闘議長から「不満はあるが、今年度退職者の引下げをしないこと、休暇制度を拡充すること、改めて任命権者の対応を促すこと等を踏まえ、提案を全体的に受け止める」とし、地公共闘としての交渉を終了した。今後、継続課題となる高齢層職員の賃金改善に向け県職労での交渉に移行する（交渉結果は裏面）。

1 退職手当引下げ提案について

(地公共闘) これまでの交渉で高齢層職員の勤務意欲の失墜などの課題を指摘してきたが、提案自体を撤回する姿勢となっていないことは遺憾。財政事情は一定理解するも、職員の一層の勤務意欲の失墜となることは明白。人事と財政を所管する総務部長として職員にどう説明するか。

(総務部長) 課題は十分理解する。一方、退職手当は均衡の原則もあり、国・他県との均衡を考慮する必要があること、官民較差解消の観点から国に準じていること、多額の財政負担が生じること等から引き下げを行う必要があるとした。大変心苦しく、忸怩たる提案だが、御理解をいただきたい。

(地公共闘) これまで要請署名を含め、昨年4月から4回要請してきた。今回のレッドカードに記載の職員の思いをどうとらえるか。

(総務部長) 退職後の生活の不安、若い職員への将来の不安、5年前に引き続いての引下げによるモチベーションの低下など伺っている。心情的に理解できるし、今回の提案は大変心苦しいが、様々な状況を勘案して提案。理解いただくよう要請したい。



レッドカードに目を通す佐藤部長

2 退職手当引下げに係る緩和策・勤務意欲策



交渉支援団によるシュプレヒコール

(地公共闘) 今年度末退職者に対し引下げをしないよう強く要請してきた。検討結果は。

(総務部長) 間近に退職を控えた職員への影響、県の行政運営への影響を考慮し、引下げ実施時期を本年4月1日からとし、今年度退職者は今回の引下げ対象としないこととしたい。

(地公共闘) 具体的な勤務意欲策が不可欠。具体的内容は。また、昇給昇格運用等の改善など、各任命権者での具体的な対応も任命権者に要請するとしていたが対応は。

(総務部長) 本年4月から看護休暇の対象の範囲を、これまでの子供のみから、配偶者、父母、配偶者の父母に拡大することが適当と判断。人事委員会規則の改正を行うよう、人事委員会に要請したい。高齢層職員の勤務意欲確保の昇給・昇格運用の見直しは、任用面での工夫や勤勉手当の運用上の工夫などの対応を行ってきた。退職手当引下げに当たり、各任命権者に取り組みを要請したい。

(地公共闘) 今後、各任命権者の交渉に移行するが、各任命権者で具体的内容が示せるよう総務部長としての一層の努力を。

(総務部長) 任用面での工夫は取り組みの成果がなかなか見えにくい面があるのは理解いただきたい。制度上の制約があるが、任命権者ごとの課題を踏まえつつ、給与制度の総合的見直しの現給保障者の状況に留意しながら、一層の取組みを進めて頂くよう、私からも各任命権者に要請する。



最終見解を表明する佐藤議長 (右)

3 給料の特別調整額（管理職手当）減額継続

(地公共闘) 財政事情とはいえ人勸によらない独自削減の継続は問題。総務部長としてどう考えるか。

(総務部長) 本来の支給率により給与を支払うのが当然の姿。毎年度、特例減額の必要性を判断。収支ギャップが生じ、財源対策基金の取り崩しが続く厳しい財政事情が見込まれるため、やむなく減額措置となるもの。異例の措置が長期間続くことは重く受け止めている。管理職には大変申し訳ない。

(地公共闘) 職員に財政負担を押し付けるのは問題。早期解消に加え、一層の勤務意欲確保策の検討を。